

事 務 連 絡
令和 3年 8月 2日

関 係 各 位

白山市観光文化スポーツ部長

「まん延防止等重点措置」発出に伴う体育施設の休館について(通知)

残暑の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当市のスポーツ振興にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、石川県に令和3年8月2日から8月31日まで、国の「まん延防止等重点措置」が発出されたことにより、県有施設等が8月31日まで休園・休館延長することが決定しました。

本市においても、石川県より同様な措置を講ずるよう要請が発出されたことから、市内体育施設においても、下記のとおり感染対策措置を講ずることとし決定したので通知いたします。

なお、関係団体におかれましては、急なお願いとなりますが、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対 象 施 設 体育施設（屋内・屋外の全施設）
- 2 休 館 期 間 令和3年7月31日（土）から8月31日（火）まで
※国、県の新型コロナウイルス感染症対策の要請等により、期間及び感染対策措置については変更となる場合があります。
- 3 感染対策措置
 - ・原則、施設は休館とする。
 - ・但し、既に（令和3年8月2日までに）予約が完了しているものについては、8月4日からは利用時間を20時までとする。
 - ・休館期間中（7/31～8/31）の新規予約及び当日申請は受付しない。